



## 再申入れ事項

### 第1 約定書第5項③、第8項 損害賠償額の制限条項

第5項③ 傷害事故等における補償および責任は、加入する保険会社の担保する保険金の範囲内に限る。

第8項 会員は、自己責任の原則で、下記の者が当ベースボールクラブの活動に参加するものとし、活動中の負傷事故では、傷害保険の補償を超える部分については保護者が責任を負うものとする

#### 1 再申入れの趣旨

約定書第5項③及び第8項を削除してください（平成25年6月18日付申入書第1、と同旨）。

#### 2 再申入れの理由

約定書第5項③及び第8項につき、故意・重過失のある場合を除く旨を明記する形で改訂する旨の回答をいただきましたが、現在の条項によると、貴社に故意・重過失は認められないものの軽過失がある場合には傷害保険の範囲に限定されることになり、十分な補償を受けられない可能性が懸念されるようです。

そこで、貴社からお送りいただいた貴社の加入する傷害保険に関する資料（「スポーツ安全保険のしおり」等）を確認するとともに、当該保険を主宰する公益財団法人スポーツ安全協会のホームページ等により「スポーツ安全保険」（以下、「本保険」といいます。）の契約内容を調査したところ、下記の問題点があるものと指摘せざるをえません。

（1）本保険には、スポーツ活動の指導等により法律上の賠償責任を負う場合に備え、指導員を被保険者（加入対象者）とする賠償責任保険（加入区分C及びAC）も準備されているようですが、そもそも本保険は、貴社のような営利活動を目的とする団体は加入することができないこととされていますので、貴社は、貴社の指導員を被保険者とする手続はされていないものと考えられます。

（2）つまり、貴社は、もっぱら会員を被保険者（加入対象者）とする保険（加入区分A1ないしAW）のみに加入しているものと考えられますが、そもそも本保険は、貴社のような営利活動を目的とする団体は加入することができないこととされていることに照らすと、貴社が仮に本保険に加入する手続を

しているとしても、実際に事故が発生した場合に、加入の要件を満たしていないことを理由に保険金が支払われない可能性もあるのではないかという懸念があります。

- (3) また、仮に会員を被保険者とする保険については加入の要件を満たしており、保険金が支払われるとしても、事故の発生につき、他の会員には法律上の賠償責任が認められず（本保険のパンフレットにも記載のあるとおり、スポーツそのものが多少の危険を伴っていることから、スポーツ活動をしている会員自身に法律上の賠償責任が認められるケースは稀です）、もっぱら貴社の指導員の指導や管理に問題があつて賠償責任があると認められるような場合には、会員を被保険者とする賠償責任保険の適用はなく、傷害保険の適用しかないこととなります。
- (4) この点、まず、そもそも、本保険は、会員自身が保険料を負担して自己のために加入するものですから、そもそも、本保険によって支払われる傷害保険金は、貴社の賠償責任の履行に代わり支払われる性質のものとはいえません。
- (5) また、傷害保険の保険金額は、死亡の場合に2000万円、後遺障害の場合に最高3000万円と、貴スポーツクラブの会員となる幼児や小学生に対する補償金額としては低廉に過ぎる金額です。

以上に照らすと、約定書第5項③及び第8項を仮に貴社に故意・重過失がある場合を除く旨改訂したとしても、「故意・重過失がある場合」以外の場合は本保険の傷害保険金の支払い以外に貴社が何らの責任を負わないとすることは、そもそも保険加入要件を欠いて傷害保険金が支払われない虞があること、傷害保険金は賠償責任の履行に代わり支払われる性質のものとはいえないことから、貴社が債務不履行責任や不法行為責任を一切負わないことと実質的には変わらないといえますので、消費者契約法8条1項1号、3号の定める貴社の債務不履行や不法行為責任の全部を免除する条項にあたり、無効であるといわざるをえません。

また、仮に本保険の傷害保険金の支払いが貴社の債務不履行責任等の履行と評価されるとしても、傷害保険金の金額が本来民法の規定に基づき支払われるべき損害賠償額に比して低廉に過ぎることから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効というべきです。

したがって、全面的に削除するよう改めて申し入れます。

なお、重大な事故が発生した場合に貴社が支払うべき損害賠償額は、極めて多額となり貴社の支払能力を超えるものとなることが懸念されますので、貴社がユ

メノベースボールクラブ等の子どもに対してスポーツ活動を指導する事業を継続する以上、貴社には、これを十分にカバーできる有効な賠償責任保険に加入する社会的責任があります。速やかにご検討くださいますようお願いいたします。

## 第2 約定書第6項③ 退会申出の効力発生日

第6項③ 会員は、担当指導者又は当ベースボールクラブ事務局に退会の申し出をした月の翌月末日をもって、退会することができることとする。  
(申し出をされた月の翌月いっぱいまでの所属となる。)

### 1 再申入れの趣旨

約定書第6項③を、退会の申出のあった月の末日をもって退会となるよう改定してください(平成25年6月18日付申入書第2、同年9月18日付再申入書第2、と同旨)。

### 2 再申入れの理由

貴社は、退会申し出があった翌月末日をもって退会として運営費を徴収する扱いについて、いったん引き落とされてしまった翌月分の運営費を返還する手数料や人件費の問題も無視できないとして、退会の申出のあった月の翌月末日をもって退会とする扱いにも合理性がある旨主張されています。

しかしながら、貴社のベースボールクラブの1か月分の運営費(会費)は6300円ですが、返金するための振込手数料や人件費を解約による損害として評価したとしてもこれに満たないことは明らかです。

従いまして、やはり本条項は、解約によって生ずる平均的な損害の額を超える違約金を定める条項として、消費者契約法9条1号に反するものといわざるをえませんので、改めて、本条項の改訂を求める次第です。

なお、お問い合わせいただいている他の事業者の例については、当団体は情報を持ち合わせておりませんので、回答いたしかねます。

## 第3 約定書第7項③ 登録費・保険料の不返還条項

第7項③ 一旦納められた登録費及び保険料は返金しない。

### 1 再申入れの趣旨

速やかに改訂の上、改訂後の契約書を開示してください。

## 2 申入れの理由

本条項につき、平成25年9月18日付再申入書（申入事項第3）の趣旨に沿って改訂していただけるとのご回答ありがとうございました。

つきましては、速やかに改訂の上、改訂後の契約書を開示してくださいますようお願いいたします。

以 上